

環境担当者研修会開催 ～環境法令シリーズ第6回～



開催日：平成27年1月20日（火）13:30～

会場：ライズヴィル都賀山

参加者：会員95名 会員外37名 行政10名
計142名

「環境担当者研修会」は、環境関連法令の理解を深め、企業人としてコンプライアンスの視点はもとより、環境リスク低減の感性を育成することにより、地域全体の環境保全の意識向上を目的に会員の要望を反映

しながら実施しています。今回はアンケートより要望の高かった化学物質の管理について、初めてテーマとして取り上げました。また来年度4月1日より施行される最も旬なテーマである、改正フロン法の概要について説明していただきました。

1. 化学物質の環境リスクと適正管理の考え方

～PRTR情報を活用した化学物質管理

講師：環境省事業 化学物質アドバイザー

山本 倫久氏

2. 改正フロン法の改正について

講師：滋賀県南部環境事務所

主任技師 池田 将平氏

1. 化学物質の環境リスクと適正管理の考え方

～PRTR情報を活用した化学物質管理

講師：環境省事業 化学物質アドバイザー

山本 倫久氏

①化学物質の環境リスクの考え方とリスク評価

②化学物質の適正管理とPRTR情報の活用

③環境リスクの低減につなげるリスクコミュニケーション

ーション

の内容について解説していただきました。

まず、①化学物質の環境リスクの考え方とリスク評価については、化学物質の環境リスクの大きさは「有害性の程度×暴露量」で決まること、それ故環境リスクを減らすためには、有



害性の小さな物質に変えることと取り込む量を減らすか濃度を減らすことが考えられること、さらにリスク評価の具体的な手順について丁寧に解説していただきました。

②化学物質の適正管理と PRTR 情報の活用については、化管法（PRTR 法）の詳細と把握しておきたいポイントを分かりやすく説明していただきました。特に、従来の影響の大きさだけによるハザード管理ではなく暴露の大きさと影響の大きさによるリスク管理によること、および排出量の把握及び届出、有害性やリスクの把握、PRTR を活用した指定化学物質等の管理の実施、管理状況についての国民の理解への努力等が事業者の責務であることを説明していただきました。

③環境リスクの低減につなげるリスクコミュニケーションでは、リスクコミュニケーションの必要性、およびそのメリットが説明され、リスクコミュニケーションの具体的な事例も紹介されました。化学物質に関するリスクコミュニケーションでは、化学物質やその環境リスクに関する情報を、市民・行政・企業等の関係者が共有し、お互いに理解や信頼関係を深めることになり、またリスクコミュニケーションを継続することにより、地域との相互理解、地域との協働、企業の PR、優秀な人材の確保、緊急時の対応等にメリットがあることを説明されました。

研修後のアンケートでは、リスク評価の方法、PRTR 情報の活用方法やリスクコミュニケーションの事例が参考になりよかった、自社の活動に活かしていきたい等の声が聞かれました。

2. 「改正フロン法の概要について

（第一種特定製品管理者の役割と責任）」

講師：南部環境事務所 池田主任技師



改正フロン法の概要から始まり、今回の改正により、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の管理者の役割と責務として、
I. 守るべき「判断の基準」が定められ、
II. 年度ごとに国に漏れ出たフロンの量を報告することになることが説明されました。

まず、I. 守るべき「判断の基準」としては、
①機器を適切に設置し、適正な使用環境を維持し、確保すること②機器を定期的に点検すること③機器からのフロンが漏れ出た時に適切に対処すること④機器の整備に関して、記録し、保存することであるとの説明がありました。特に、機器の定期点検については、全ての第一種特定製品の管理者は簡易定期点検を行うことが必要であり、さらに一定規模以上の第一種特定製品の管理者は簡易定期点検に加え十分な知見を有する者による直接法や間接法による定期点検を行うことが必要であることが解説されました。

また、Ⅱ. フロン漏えい量報告については、算定漏えい量がCO₂換算で年間 1000 t 以上の事業者は毎年度7月末までに前年度の漏えい量等を事業所轄大臣に報告しなければならないことが説明されました。

研修後のアンケートでは、改正フロン法の概要がよく分かった、対象になる具体的な設備機器の説明が欲しかった等の声が聞かれました。

環境担当者研修会・第6回（H27.1.20）質疑応答記録

最終版は準備中です。もうしばらくお待ち下さい。

フロン排出抑制法に関する Q&A は滋賀県環境政策課ホームページ

<http://www.env.go.jp/earth/20150114QA.pdf>

をご覧くださいと理解が深まります。

質疑	応答
1. 化学物質の管理について ①リスクコミュニケーションの事例について、シャープ(株)が自主的に実施したのか？	①化学物質について問題があったわけではなく、市民とのコミュニケーションの一環として、自主的に実施した事例である。
2. 改正フロン法の概要について ①生産設備のチラーは第一種特定製品に該当するか？	①下記アドレス P6 に記載のとおり。フロンを使用した業務用の冷凍機は該当する。 http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/huron/h270401kaisei/files/kaiseifuron-usersyosai.pdf
②代替フロンはフロン類に該当するか？	②HFC は該当する。
③毎年度7月末のフロン漏えい量の報告は、今年度の漏えい量が確認できない場合も、来年度からしなければいけないのか？	③平成 27 年度分の平成 28 年7月末までに報告して欲しい。
④充填量が本来 10kg のものが廃棄時に 5kg であった場合は、漏えい量にカウントしなければならないか？	④環境事務所で再確認する。
⑤定期点検の実施者の「十分な知見を有するもの」の、冷媒フロン類取扱技術者以外の条件は？	⑤下記アドレス P2 に記載のとおり。 http://www.pref.shiga.lg.jp/d/kankyo/huron/h270401kaisei/files/kaiseifuron-usersyosai.pdf
⑥管理者から事業所管大臣への漏えい量の報告について、各県ごとの集計は各県へ報告する必要はないのか？	⑥県への報告は必要なく、事業者の全体の管理者が事業所管大臣へ報告すること。
⑦二酸化炭素換算 1,000 トンの漏洩した場合所管の大臣に報告しなければいけません。が 1,000 トンのイメージがわかりません。フロン R-22 ならばどれくらいですか？	⑦約 500 kg となります。

<p>⑧定期点検の資格者を自社で持ちたい。講習の情報はありますか？</p>	<p>⑧環境省から案内があるかも知れないので環境省のHPをみて欲しい。</p>
<p>⑨廃棄時例えば5kgフロンが減っていた場合、報告量にふくまれるのか？</p>	<p>⑨整備が行なわれたときの充填量と回収量の差なので、報告には含まれない。</p>
<p>⑩初期のフロンの充填量は銘板に書かれていないものはどうしたら良いか？</p>	<p>⑩メーカーに問い合わせてください。</p>
<p>⑪届出先は所轄の大臣とあるが誰か？</p>	<p>⑪業種により所轄の大臣を調べてください。</p>